

別紙

諮問（名工契第19号）

答 申

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

令和4年4月27日 審査請求人は、名護市情報公開条例（平成13年名護市条例第27号）第6条第1項の規定により、実施機関へ「貴町が2006年度から2009年度の期間中に一般または指名競争入札で発注した全ての工事、工事関連業務委託及び物品その他調達契約について、それぞれの案件名、入札日、すべての入札者名及びそのそれぞれの入札金額と、可能なら予定価格、調査基準価格、最低制限価格等がわかる電磁的記録。情報の厳密な正確性は問わない。電磁的記録が不存在なら理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書を存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を明示ください。」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和4年5月30日 実施機関は、名護市情報公開条例第9条第1項の規定に基づき公文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

令和4年8月24日 審査請求人は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、本件処分を取り消し、全部を公開するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った本件請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、全部を公開するよう求めるというものである。

(2) 審査請求人が主張している内容は、次のように要約される。

ア 請求人は、電磁的記録の公開を請求し、もし存在がなければ理由（廃棄日等）を明記したうえで紙の文書の公開を求めるとしている。名護市は保有する全ての文書を請求人へ全部公開決定とするが、公開文書は、紙の文書となっており、電磁的記録の存在については言及がない。

イ 名護市は電磁的記録ではなく紙の文書を公開する理由として文書取扱規程で紙と電磁的記録双方の保管義務はないとのことだが、保存義務と情報の存在の有無は別の話である。保管の義務いかんに関わらず、電磁的記録が存在していればそれを公開し、不存在ならば不存在であることを証明する文書を示すことが、請求者の求める対応であり、情報（電磁記録）を秘匿していることがないことを示す根拠となる。

ウ 名護市情報公開条例は、電磁的記録を対象（条例第2条第2項）とし、ま

た、条例第13条第2項には、電磁的記録の公開方法について情報化の進展状況等を勘案して行うとある。施行規則には、なんら記述はない。しかし、情報化が進展している今日、電磁的記録の複製（写し）を公開することは技術的な問題があるとは思われず、電磁的記録を電磁的記録のまま公開することについて制約はないと思われる。また、文書は、名護市職員が組織的に用いるものとして保有していればよい（条例第2条第2項）ので、電磁的記録は決裁等を経ていなくても、公開することは法的に何ら問題ない。

エ 那覇市は、かなり古いものから請求人が求めるような入札・契約に関する記録がデータベースとして存在し、通常発注業務は、そのデータベースを用いて行っているようである。名護市の決定通知書や反論書においては、この可能性を否定するような根拠が十分に示されていない。請求人が請求を行い、また、当該反論書を提出するのは、現状では名護市が仮に存在する電磁的記録の開示を拒むことができってしまう余地が少なからず残存しているからであり、現にこのような審査請求、反論書のプロセスの結果、電磁的記録が開示されるケースがこれまでも多数あった。

オ 情報化やネットが普及している今日において、なおまだ紙の文書を前提とした情報公開制度を運用し続けている体制に疑問を抱く。役所内部でもデータでの管理をしていると思われるのに、それが、役所の保有するデータとしての情報に価値を持つ者は請求人とどまらないと考えられるので、本審査請求はそうした時代の流れも考慮して裁決していただきたい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している内容は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人より請求のあった文書は、公開決定する時点（令和4年5月30日）において実施機関が保有する全ての文書を審査請求人へ全部公開しており、当該決定を取消す理由はない。
- (2) 名護市文書取扱規程第2条及び第37条を含め市の規定上、同じ内容の文書を紙及び電磁的記録の双方併せて保管・保存することを義務付けているものではないことから、文書を紙又は電磁的記録のいずれかで保管・保存すればよいものであり、その判断は市の裁量によるものである。
- (3) 改めて請求のあった公文書を電磁的記録で保有しているか確認を行ったところ、工事契約に係る入札管理システムから審査請求人の求める公文書のうち、2009年度の工事及び工事関連業務委託契約に係る文書については、電磁的記録で抽出することが可能であることが判明した。

しかしながら、その他の文書については、電磁的記録として保有していることは、確認できなかった。

5 当審査会の判断

(1) はじめに

本件は、審査請求人が公開を求める公文書について、審査請求人は、その公開方法として「電磁的記録（電磁的記録が不存在なら理由を明示したうえで紙の文書）」での公開を求めたのに対し、実施機関は審査請求人が公開を求める全ての公文書について、紙での公開を行ったところ、審査請求人によってその取消しが求められているものである。

(2) 公文書の保存方法について

名護市文書取扱規定（以下「規定」という。）第2条第1号によれば、「文

書」とは、「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとして保有しているものをいう。」とされている。

審査請求人は、当該規定について、「文書の定義には電磁的記録が含まれるから、名護市には電磁的記録の管理・保管義務がある。」と主張している（令和4年8月24日付「審査請求書」）。

しかし、規定第2条第1号の文言は、「電磁的記録」も「文書」に含まれるという趣旨であるに過ぎず、それを超えて、全ての文書について「電磁的記録」での管理・保管義務があるとしているものではない。

したがって、文書の種類や内容により、その管理・保管方法が異なっても問題はない。

(3) 公文書公開の媒体について

ア 前記のとおり、文書の種類や内容によってその管理・保管方法が異なるのであるから、公開を求められた文書を公開するにあたっては、紙で管理・保管されているものについては紙で公開し、電磁的記録で管理・保管されているものについては電磁的記録で公開すればよいのであって、必ずしも全ての文書について電磁的記録での公開を行わなければならないというわけではない。

イ 本件において審査請求人は、「電磁的記録（電磁的記録が不存在なら理由を明示したうえで紙の文書）」での公開を求めたところ、実施機関は審査請求人の求める文書が電磁的記録にて管理・保管されていなかったことから、紙での公開を行うこととした。

したがって、紙での管理・保管はされているが、「電磁的記録」での管理・保管がなされていない文書について、紙での公開を行った実施機関の対応は妥当である。

(4) 当審査会の意見

これまで述べたとおり、本件における実施機関の公開決定は妥当であるが、当審査会として、審査請求人の請求内容とそれに対する実施機関の対応について、以下のとおり付言する。

審査請求人は本件の請求内容として「電磁的記録」での公開を求めていたところ、「電磁的記録が不存在なら理由を明示したうえで紙の文書」での公開を求めていた。

本件では「電磁的記録」が不存在であったのであるから、実施機関としては、審査請求人が求めているように、電磁的記録が不存在である理由を明示することが相当であった。

この点、令和4年5月30日付「公文書公開決定通知書」の「備考」において、「名護市においては、名護市文書取扱規定第37条の規定により、紙ベースによる簿冊管理となっており、電磁的記録での保管義務がありません。」と記載されており、当該記載が電磁的記録が不存在であることの理由になっているものと思われる。

しかし、当該記載は、電磁的記録が不存在であることの明確な理由にはなっておらず、実施機関としてはより丁寧に理由を記載すること相当であったと考えられる。

したがって、実施機関においては、今後、公文書の公開請求を行う者の意図を把握し、それに沿うような対応を行うことが望まれる。

(5) 結論

以上のことから、上記1のとおり判断する。

6 審査の処理経過

年 月 日	審 査 経 過
令和4年8月26日	審査請求書受付
令和4年11月9日	諮問書受付
令和4年11月29日	第1回審査会
令和5年2月6日	第2回審査会

7 名護市情報公開・個人情報保護審査会名簿

職 名	氏 名
会 長	島 田 考 人
副会長	島 袋 達 志
委 員	儀 保 唯